

議第36号

京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市図書館条例の一部を改正する条例

京都市図書館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市中央図書館の項の次に次の1項を加える。

京都市右京中央図書館

京都市右京区太秦下刑部町12番地

別表第2 京都市右京図書館の項を削る。

附 則

この条例中別表第1の改正規定は市規則で定める日から、別表第2の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

提案理由

京都市右京中央図書館を設置し、及び京都市右京図書館を廃止する必要があるので提案する。